

4水管第2801号
令和4年12月12日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第402号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和5管理年度における数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和五管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分及びめかじき（南西太平洋海域）にあつては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分あつては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,565.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	17.6
青森県	286.6
岩手県	78.8
宮城県	61.5
秋田県	26.8
山形県	12.7
福島県	11.7
茨城県	23.9
千葉県	60.0
東京都	13.6
神奈川県	39.4

新潟県	64.4
富山県	98.5
石川県	75.8
福井県	22.8
静岡県	29.8
愛知県	0.1
三重県	33.8
京都府	21.7
大阪府	0.1
兵庫県	5.5
和歌山県	28.8
鳥取県	4.9

島根県	91.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	97.3
徳島県	11.7
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	75.5
福岡県	10.8
佐賀県	4.0
長崎県	728.9
熊本県	6.9

大分県	3.8
宮崎県	16.7
鹿児島県	14.2
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	44.0

くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0
---------------------	------

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,244.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	319.6
青森県	506.3

岩手県	54.9
宮城県	22.5
秋田県	31.3
山形県	10.4
福島県	1.0
茨城県	6.2
千葉県	29.0
東京都	18.3
神奈川県	6.6
新潟県	97.2
富山県	15.1
石川県	41.8

福井県	19.1
静岡県	14.5
愛知県	1.0
三重県	28.7
京都府	24.0
大阪府	1.0
兵庫県	9.3
和歌山県	17.4
鳥取県	6.1
島根県	25.5
岡山県	1.0
広島県	1.0

山口県	25.9
徳島県	8.6
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	16.7
福岡県	7.9
佐賀県	6.5
長崎県	173.3
熊本県	6.2
大分県	6.4
宮崎県	16.8
鹿児島県	8.9

沖縄県	147.0
-----	-------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	1,829.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	21.6

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	9.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	759.2

第三 めかじき（南西太平洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

588トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業	588

融通等に伴う漁獲可能量の数量変更の事後報告について (くろまぐろ)

1 背景

令和4管理年度のくろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣許可漁業等と都道府県との間での数量の融通等による数量変更については、関係者間の協議が調った場合において、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会（以下「審議会」という。）の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としてきたところ。

2 今後の取扱い

(1) 令和4管理年度においては、資源管理基本方針（別紙2-1）第6の3（1）に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業、くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等及びくろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業」の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れに伴う数量の変更については、審議会には事後報告で対応できることとする。

また、令和5管理年度においても同様の対応とする。

(2) 令和5管理年度においては、くろまぐろの漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。

また、資源管理基本方針（別紙2-2）第6の6に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」の漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更についても、審議会には事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴くこととする（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。

令和5管理年度における漁獲可能量の 当初配分について（くろまぐろ）

令和4年12月 水産庁

令和5管理年度の管理

- 管理の期間
 - 大臣管理区分 令和5年1月から同年12月まで
 - 都道府県 令和5年4月から令和6年3月まで

	2021年 (令和3年)				2022年 (令和4年)				2023年 (令和5年)				2024年 (令和6年)					
月	4		12	1	3	4		12	1	3	4		12	1	3	4		12
大臣 管理																		
都道 府県																		

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第5回(2018年11月1日)**
「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」公表
- **第6回(2019年10月3日)**
2019年9月のWCPFC北小委員会の決定(繰越枠の引き上げ、大型魚300tの移譲)を受けた次期の対応方法の検討
　　<検討を行った項目>
 - *繰越率の変更
 - *移譲された大型魚漁獲上限の取扱い
 - *「配分の考え方」の修正
- **第7回(2019年10月24日)**
第6回の議論を受けた「配分の考え方」の一部改正案
　　<追加された考え方>
 - *繰越しに関するルール
 - *繰越しのうち国が留保した分の取扱い
 - *繰越しのうち国が留保した分及び台湾からの大型魚移譲分300トンの配分方針

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の議論の過程

- **第8回(2021年10月12日)**
令和4管理年度以降の配分の考え方における検討の方向性について確認
　　<検討の方向性>
 - *小型魚から大型魚へのシフトについて
 - *大型魚増枠実現後の配分のあり方について
 - *留保について
 - *前管理年度未利用分を原資とする追加配分について
- **第9回(2021年11月29日)**
第8回で確認した方向性に従い、令和4管理年度以降の配分の考え方を取りまとめ

「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイント

○ 令和3(2021)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり。

- 令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- 大型魚について、WCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも配分量が少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、当該平均漁獲実績の数量以上の配分とする。
- 国の留保について、直近の管理状況等を勘案し、当面の間は小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するものとする。
- 継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として400トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。
- 小型魚の留保の削減等により生じる小型魚の数量については、沿岸漁業に配慮。

令和5管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和5年3月に沿岸漁業の漁期(令和4管理年度)が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和5年3月に沿岸漁業の漁期(令和4管理年度)が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とする。

令和5管理年度の具体的な配分案

- 下表の令和5管理年度の当初の配分に加え、令和5年3月に沿岸漁業の漁期（令和4管理年度）が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚

	単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	1,269.0	1,269.0
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	44.0
かつお・まぐろ漁業	25.0	25.0
都道府県	2,084.6	2092.0
留保	223.5	204.0
合計	3,577.1	3,565.0

大型魚

	単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初 ^{※1}
大臣管理区分	4,391.8	4,419.2
大中型まき網漁業	3,629.3	3,629.3
かじき等流し網漁業等	21.6	21.6
かつお・まぐろ漁業	740.9	768.3
都道府県	1,724.0 ^{※2}	1,740.0
留保	100.1	84.8
合計	6,231.9	6,244.0

※1令和5管理年度の基礎的な配分から過去の超過数量等を差し引いた配分量。また、大型魚の大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業については、IQ管理における未消化数量の繰り越し分を令和5管理年度の基礎的な配分に上乘せし、大型魚の留保についてはこれを差し引いた配分量。

※2青森県の追加報告による令和3管理年度における超過数量を差し引いた配分量。

小型魚の基礎的な配分

小型魚	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1の数量	管理開始当初の配分	基礎的な配分	令和5管理年度の基礎的な配分	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1に対する配分割合(%)
	a			b	b/a
大中型まき網漁業(※)	2,272.0	2,000.0	1,500.0	1,200.0	52.8
かじき等流し網漁業等	1,735.0	1,991.3	44.0	44.0	131.0
かつお・まぐろ漁業			62.0	25.0	
都道府県(沿岸漁業)			1,885.3	2,196.9	
留保	-	15.7	265.7	99.1	-
合計	4,007.0	4,007.0	3,757.0	3,565.0	-

※ 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。

大型魚の基礎的な配分

大型魚	2002-04年の 平均漁獲実績	(参考) 2015-16年平均 漁獲実績	基礎的な配分	令和5管理年 度の基礎的な 配分	2002-04年の 平均漁獲実績 に対する配分 割合(%)
	A			B	B/A
大中型まき網漁業(※)	3,098.0	2,863.9	3,063.2 (振替前2,813.2)	3,629.3	117.1
かじき等流し網漁業等	752.0	156.2	9.4	21.6	103.0
かつお・まぐろ漁業			362.6	753.0	
都道府県(沿岸漁業)	1,032.0	1,100.0	1,571.0	1,740.0	168.6
留保	-	-	125.8	100.1	-
合計	4,882.0	4,114.7	5,132.0	6,244.0	-

※ 大中型まき網漁業は、第3管理期間以降は小型魚から大型魚への振替(250トン)を行っている。また、2015-16年平均漁獲実績比率に基づき配分するにあたり、大中型まき網のTAC管理開始前の自主規制枠(3,098トン(2002-04年の平均漁獲実績))を上回るため、3,098トンを基本とする。この調整の際に発生した数量(295.0トン)は国の留保とする。

小型魚の都道府県別の配分(当初)(案)

都道府県別の小型魚の配分

単位:トン

都道府県	令和4	令和5	都道府県	令和4	令和5	都道府県	令和4	令和5
北海道	12.8	17.6	石川県	75.8	75.8	山口県	97.3	97.3
青森県	286.6	286.6	福井県	22.8	22.8	徳島県	11.7	11.7
岩手県	78.8	78.8	静岡県	29.8	29.8	香川県	0.1	0.1
宮城県	61.5	61.5	愛知県	0.1	0.1	愛媛県	11.1	11.1
秋田県	26.8	26.8	三重県	33.8	33.8	高知県	75.5	75.5
山形県	12.7	12.7	京都府	21.7	21.7	福岡県	10.8	10.8
福島県	11.7	11.7	大阪府	0.1	0.1	佐賀県	4.0	4.0
茨城県	23.9	23.9	兵庫県	5.5	5.5	長崎県	728.9	728.9
千葉県	60.0	60.0	和歌山県	28.8	28.8	熊本県	6.9	6.9
東京都	13.6	13.6	鳥取県	4.9	4.9	大分県	3.8	3.8
神奈川県	39.4	39.4	島根県	89.3	91.8	宮崎県	16.6	16.7
新潟県	64.4	64.4	岡山県	0.1	0.1	鹿児島県	14.2	14.2
富山県	98.5	98.5	広島県	0.2	0.2	沖縄県	0.1	0.1
						合計	2,084.6	2,092.0

大型魚の都道府県別の配分（当初）（案）

都道府県別の大型魚の配分

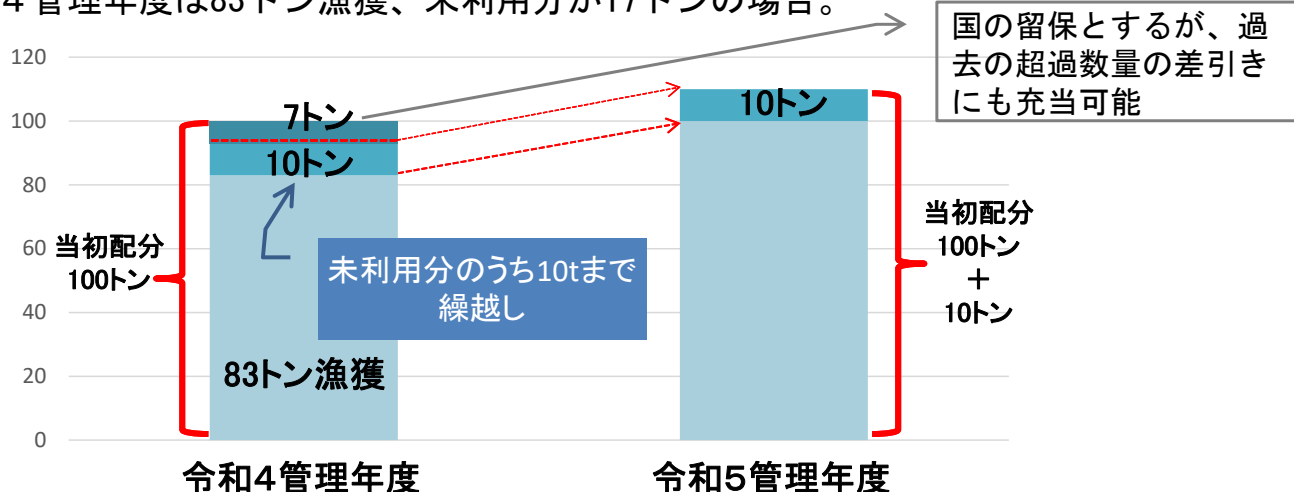
単位：トン

都道府県	令和4	令和5	都道府県	令和4	令和5	都道府県	令和4	令和5
北海道	319.6	319.6	石川県	41.8	41.8	山口県	25.9	25.9
青森県	490.3	506.3	福井県	19.1	19.1	徳島県	8.6	8.6
岩手県	54.9	54.9	静岡県	14.5	14.5	香川県	1.0	1.0
宮城県	22.5	22.5	愛知県	1.0	1.0	愛媛県	6.0	6.0
秋田県	31.3	31.3	三重県	28.7	28.7	高知県	16.7	16.7
山形県	10.4	10.4	京都府	24.0	24.0	福岡県	7.9	7.9
福島県	1.0	1.0	大阪府	1.0	1.0	佐賀県	6.5	6.5
茨城県	6.2	6.2	兵庫県	9.3	9.3	長崎県	173.3	173.3
千葉県	29.0	29.0	和歌山県	17.4	17.4	熊本県	6.2	6.2
東京都	18.3	18.3	鳥取県	6.1	6.1	大分県	6.4	6.4
神奈川県	6.6	6.6	島根県	25.5	25.5	宮崎県	16.8	16.8
新潟県	97.2	97.2	岡山県	1.0	1.0	鹿児島県	8.9	8.9
富山県	15.1	15.1	広島県	1.0	1.0	沖縄県	147.0	147.0
						合計	1,724.0	1,740.0

令和5管理年度における繰越しの基本的な考え方

- 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、漁獲枠の未利用分については、漁獲枠の17%を上限に繰越可能となっている。
- 国内ルールでは、大臣管理漁業、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それ以上は国の留保に繰り入れて再配分した。
- なお、繰越枠(10%)を超える数量は国の留保にするとともに、過去の超過数量の差引きにも充当可能とした(融通分除く)。

(例) 令和3管理年度、令和4管理年度の当初配分が100トンの都道府県で、令和4管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



令和5管理年度の管理

- 過去の超過数量の令和5管理年度における取り扱いについては、以下のとおりとする。

■ 超過数量の取り扱い

令和4管理年度の超過量は、令和5管理年度から原則として一括差引し、一括差引で全量差し引けない場合に限り分割差引とする。

また、過去の管理期間の超過数量については第3管理期間の超過数量は原則一括差引、第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより漁獲枠が0トンとなる都道府県については混獲に備えて一定数量を配分する。

国際資源に係る特定水産資源の令和5管理年度の漁獲可能量等の設定について

令和5管理年度は、令和5年1月1日から12月31日までの期間。

○国際資源の漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量 (TAC) = 各地域漁業管理機関で決定された国別割当量又は漁獲上限 + 繰越し割当量 ± 他国からの (他国からの) 移譲割当量

○大臣管理漁獲可能量の算定方法

大臣管理漁獲可能量 = 漁獲可能量 - 国の留保枠 (国際交渉に必要な数量等)

単位はすべてトン

特定水産資源	漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量 (A)-(B)
別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域)	588	0	かつお・まぐろ漁業	588

(参考) 令和5管理年度の漁獲可能量の計算過程

特定水産資源	漁獲可能量 (TAC) 計算過程
別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域)	= 588(漁獲上限) + 0(繰越し割当量) ± 0(移譲割当量)